

令和2年5月5日

緊急事態宣言の延長による当センターの休業延長について

お客様各位

平素より、当センターをご愛顧賜りまして、誠にありがとうございます。
さて、表題の件につきまして、新型コロナウイルスのまん延防止に伴う措置として緊急事態宣言が発令され、政府、福岡県の指針に則り、当センターは休業致しますこと、ご報告申し上げます。

休業期間 令和2年4月8日（水）～5月15日（金）
5月16日（土）に営業再開を予定しています。

- 休業の延長は、緊急事態宣言の延長に伴う措置ですので、状況の変化により、休業を延長する場合がございます
(例 5月14日の政府、もしくは福岡県判断が後退した場合等)

お客様には、ご不便をお掛け致しますが、ご理解ご協力を何卒、お願い申し上げます。

また、健康には十分ご注意ください、5月16日（土）休業明けにお会い出来ること、楽しみにお待ちしております。

